

広島高速道路公社入札契約制度審議委員会設置要綱

(平成24年12月27日)

[沿革] 平成29年3月29日改正

平成31年3月28日改正

令和2年7月6日改正

令和3年4月1日改正

令和5年3月29日 総務部長通達第29号改正

(目的及び設置)

第1条 本公社の公共工事に係る入札契約制度の運用等について審議するために、広島高速道路公社入札契約制度審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 入札契約制度の運用に関する事項
- (2) その他理事長が特に必要があると認めた事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、理事長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副理事長をもって充てる。
- 4 委員は、理事（総括）、理事、部長及び課長（担当課長を含む。）をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その会議を主宰する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、関係者を指名して出席を求め意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月27日から施行する。
- 2 広島高速道路公社入札契約制度検討委員会設置要綱（平成14年10月1日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年4月1日から施行する。